（木馬への積荷）

第四百八十八条　事業者は、木馬に積荷するときは、かすがい、索等の用具により積荷を確実に固定させ、かつ、インクラインの方式による木馬の場合を除き、積荷の高さを当該木馬の中央幅の四倍に相当する高さ以下にしなければならない。

（木馬をひく作業）

第四百八十九条　事業者は、積荷した木馬をひく作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、木馬道の平たんな区間においては、この限りでない。

一　単軌木馬及びインクラインの方式による木馬の場合を除き、木馬と木馬との間隔は、三十メートル以上を保持すること。

二　肩綱は、木馬をひくときに木馬に巻き込まれるおそれのない長さとし、かつ、木馬道の縦断こう配が八分の一以上の区間においては、容易に木馬からはずれるものであるときを除き、けさ掛をしないこと。

三　第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープの継替えは、木馬を確実に停止した後に行なうこと。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

（点検）

第四百九十条　事業者は、木馬による運材の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検しなければならない。

一　木馬道の状態

二　第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープを備える木馬道を使用するときは、当該制動用ワイヤロープの状態

三　制動装置を備える木馬を使用するときは、当該制動装置の機能

2　事業者は、木馬道のさん橋で、一月以上使用を休止していたものを使用して木馬による運材の作業を行なおうとするときは、あらかじめ、当該さん橋の橋脚、はり、けた、控え及び筋かいの腐食の有無、これらのものの緊結部、接続部及び取付部の状態並びに橋脚の浮動の有無を点検しなければならない。

3　事業者は、前二項の点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（雪そり道）

第四百九十一条　事業者は、雪そり（畜力による雪そり及びインクラインの方式による雪そりを除く。以下同じ。）による運材の作業を行なう場合における雪そり道（以下「雪そり道」という。）については、次に定めるところによらなければならない。

一　縦断こう配は、雪そりの構造に応じて、次に定めるところによること。

イ　積荷の一部が路面に接する構造の雪そりを使用するときは、四分の一以下（直線区間が二十メートル未満である部分については三分の一以下）とし、曲線半径が十メートル未満の曲線区間（曲線区間が二十メートル未満の間隔で連続しているときにおける第二番目以後の曲線区間を除く。）の直前二十メートルの区間については、五分の一以下とすること。

ロ　積荷が路面に接しない構造の雪そりを使用するときは、五分の一以下とすること。